

## 5 傾斜路（政令第13条・19条 条例第16条）

### ■基本的な考え方

道等から利用居室、車椅子利用者用便所、車椅子利用者用駐車施設まで、高齢者、障がい者等が段なく利用できるようにする必要がある。

この章では、建築物内部の傾斜路について解説する。（屋外の傾斜路については、[1]敷地内の通路を参照）

### ■目次

項目	ページ
配置の原則	5-2
動線計画	5-2
幅員	5-2
勾配	5-2
踊場	5-2
仕上げ	5-3
側壁・立上がり	5-3
手すり	5-3
点状ブロック等	5-3
照明設備	5-3

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表												
<b>配置の原則</b>															
○		・全長 60m を超える傾斜路、すなわち、垂直高低差が 3m を超える場合は、高低差の解消は、エレベーターを設置するなどの傾斜路以外の方法とする。													
<b>動線計画</b>															
○		・できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保する。													
○		・経路に傾斜路と階段を並べて併設する場合、それぞれの位置関係は建物内で可能な限り統一する。													
○		・義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。													
<b>幅員</b>															
○		・斜路の幅員は、階段に代わるものは 150cm 以上、階段に併設するものは 120cm 以上とする。 【解説】 電動車椅子やスポーツ用車椅子等、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。	図 5.1												
●	<b>移動等円滑化経路</b>	・幅は、階段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とする。													
<p>図 5.1 廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例</p>															
<b>勾配</b>															
●	<b>移動等円滑化経路</b>	・勾配は、1/12 を超えない。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えない。	表 5.1												
<p>表 5.1 建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さ、手すり・点状ブロック等の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高さ \ 勾配</th> <th>1/20以下</th> <th>1/20より大きく、 1/12以下</th> <th>1/12より大きい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>16cm以下</th> <td>手すり:任意 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:任意 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> </tr> <tr> <th>16cmより大きい</th> <td>手すり:必要 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> </tr> </tbody> </table>				高さ \ 勾配	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい	16cm以下	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	16cmより大きい	手すり:必要 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	手すり:必要 点状ブロック等:必要
高さ \ 勾配	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい												
16cm以下	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要												
16cmより大きい	手すり:必要 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	手すり:必要 点状ブロック等:必要												
<b>踊場</b>															
○		・踊場は、高低差 50cm 以内ごとに設ける。													
○		・傾斜路の曲りの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分は、150cm 以上の水平な踊場を設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。													
●	<b>移動等円滑化経路</b>	・高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。													

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
<b>仕上げ</b>			
	●	<b>一般基準</b> ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	●	<b>一般基準</b> ・その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	
<b>側壁・立上がり</b>			
	●	<b>一般基準</b> ・その両側に、側壁又は立上がり部を設ける。 解説 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子のキャスターの脱輪防止のため、立上がり部は5cm以上設ける。手すりを設けた場合でも必要。	
<b>手すり</b>			
	○	・手すりは左右両側に設ける。	
	○	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表記する。	
	○	・手すりではできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。	
	○	・傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。	
	○	・手すりは傾斜路の勾配を感知できるように勾配に合わせて取り付け。波型手すりは使用しない。	
	●	<b>一般基準</b> ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。	
<b>点状ブロック等</b>			
	●	<b>一般基準</b> ・傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 解説 傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 【国土交通大臣が定める場合】（国土交通省告示第1497号・条例施行規則第5条） ・勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合	
<b>照明設備</b>			
	○	・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	

チェック項目（義務基準）	
一般基準	<p>手すり</p> <p>①手すりを設けているか（勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜部分）</p>
	<p>仕上げ</p> <p>②表面は滑りにくい仕上げであるか</p>
	<p>③前後の廊下等と識別しやすいものか</p>
	<p>点状ブロック等</p> <p>④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分）</p>
	<p>側壁・立上がり</p> <p>⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか</p>
	移動等円滑化経路
<p>勾配</p> <p>⑦勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか）</p>	
<p>踊場</p> <p>⑧高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p>	